

市町村コード
092088
栃木県
小山市

法人市民税領収証書 (公)

(第一片)

口座番号		加入者	
00320-3-960006		小山市会計管理者	
所在地及び法人名			
年度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号	
事 業 年 度		申 告 区 分	
～		中予確修更決その 間定定正正定他	
法人税割額	01	百	十億千百十方千百十円
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		
納期限	年 月 日	領収日付印	
日 計	口 円		

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組となっています。

市町村コード
092088
栃木県
小山市

法人市民税納付書 (原符) (公)

(第二片)

口座番号		加入者	
00320-3-960006		小山市会計管理者	
所在地及び法人名			
年度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号	
事 業 年 度		申 告 区 分	
～		中予確修更決その 間定定正正定他	
法人税割額	01	百	十億千百十方千百十円
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		
納期限	年 月 日	領収日付印	
日 計	口 円		

上記のとおり納付します。(金融機関保管)

市町村コード
092088
栃木県
小山市

法人市民税領収済通知書 (公)

(第三片)

口座番号		加入者	
00320-3-960006		小山市会計管理者	
所在地及び法人名			
年度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号	
事 業 年 度		申 告 区 分	
～		中予確修更決その 間定定正正定他	
法人税割額	01	百	十億千百十方千百十円
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		
納期限	年 月 日	領収日付印	
指定金融機関名 (取りまとめ店)	足利銀行 小山支店		
取りまとめ店	〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター		

上記のとおり通知します。(小山市保管)

☆ご利用にあたっての注意事項も印刷した上でご利用ください。
裏面の法人市民税参考事項も印刷した上でご利用ください。
納付の際は、点線で切り離し、3枚とも金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局へお持ちください。

法人市民税参考事項

1. この納付書は、法人市民税を納付する際に使用するものです。

なお、納付場所は次のとおりです。

小山市役所（各出張所を含む）及び次の各金融機関
足利銀行、常陽銀行、足利小山信用金庫
栃木銀行、筑波銀行、群馬銀行、小山農協
三井住友銀行、みずほ銀行、中央労働金庫
栃木信用金庫、結城信用金庫

埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県
栃木県・茨城県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局（納期限内に限る）

2. 普通法人等については法人税を税務署に申告納税する期限までに申告し納付していただきます。

また、均等割のみの納付義務のある公共法人等にあつては、均等割を毎年4月30日までに申告し納付してください。

3. 納期限までに税金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額、又はその全額を切り捨てます。)に年14.6%〔納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が、年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3%の割合にあつては当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下、「特例基準割合」）が年7.3%に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」）中においては年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には年7.3%）とします。〕の割合で計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)を納めていただきます。

4. 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、その督促状の発付の日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、国税滞納処分の例により財産差押の処分を受けることになります。

問い合わせ先

▽申告書の記載等について

市民税課 0285-22-9425

▽納付（延滞金等）について

納税課 0285-22-9442・9443